

(方針)

鴻巣市社会福祉協議会の地域福祉活動計画の基本理念

「人輝く 思いやりのあるまちづくり」に基づき

- ①「利用者の人権及び個性を尊重し、質の高いサービス提供を目指します。」
利用者一人ひとりが輝けるように、利用者の立場に立って個別支援計画書を作成し支援します。
- ②「地域に根ざした施設づくりを目指します。」
地域社会との交流を深め、関係機関とも連携を図り、地域の中で、社会の一員として意欲と生きがいをもって生活できるように支援します。
- ③「利用者が安全に安心して利用できる施設を目指します。」
生活環境を整え、利用者に安全、安心、快適に利用していただけるよう支援します。

(職員倫理綱領)

障がいのある利用者が人間としての尊厳を守られ、安心した生活を送れるように支援することが、私たち職員の責務です。利用者・家族から信頼される職員を目指し、ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1. 生命の尊厳

私たち職員は、利用者の生命・身体の安全を守るとともに、かけがえのない一人の存在として大切にします。

2. 人権擁護

私たち職員は、利用者に対していかなる差別・虐待・人権侵害も許さず、基本的人権を擁護するとともに、個人情報を保護し、守秘義務を遵守します。

3. 利用者本位・自己決定の尊重

私たち職員は、利用者が分かりやすいように積極的に情報を提供し、自らで考え、選択・決定したことを尊重するとともに、自ら行動できるように支援します。

4. 地域社会への参加

私たち職員は、利用者が社会を構成する一員として認められるように積極的に社会参加するとともに、利用者が社会のルールやマナーを習得できるように支援します。

5. 専門的な支援

私たち職員は、支援者として必要な専門的役割と使命を自覚し、絶えず自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークにより最適なサービスを提供します。